



Title	報告6 試論・東アジア法系の成立可能性
Author(s)	鈴木, 賢; SUZUKI, Ken
Citation	北大法学論集, 53(3), 308-319
Issue Date	2002-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15160
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(3)_p308-319.pdf



報告六 試論・東アジア法系の成立可能性

鈴木 賢

序

今回のシンポジウムでは、東アジア地域⁽¹⁾における法と法学についてさまざまな角度から討論が行われた。しかし、この地域の法を世界の法体系の中に法系論的にいかに位置づけるかについては、これまで定説がない。そこで本報告では、この地域の

法が近代以降、原理的にひとつのまとまりをもつ法系として成り立ちうるのかどうかについて論じてみたい。すなわち中国伝統法（律令法）の歴史的経験の上に、近代欧州大陸法を接ぎ木して発展してきた日本、中国、台湾、韓国の法について、英米法系、欧州大陸法系などとは質的に異なるひとつの法系（まと

まりあるグループ）が形成されていると認識すべきかどうかについて考えてみたい。こうした作業はこの地域における法の近代化の歴史をどう認識しうるかという問題にかかわるだけでなく、後述するように、将来、この地域における法発展を模索する上でも、各国に重要なヒントを与えてくれると思われる。

一、東アジア法の伝統的要素と

現代に残る痕跡

この地域における伝統法に決定的な影響を与えたのは、言うまでもなく中国の律令システムであり、それゆえ中華法系とし

てこれらをひとまとめに認識することもあつた。⁽²⁾近代以降、東アジア各国はヨーロッパ近代法(とりわけドイツ法)、戦後はアメリカ法の摂取に励み、現在に至っている。しかし、西洋法化の歴史がもつとも長く、その進展の度合いがもつとも深い日本法についてすら、有力な比較法学者によつて「日本法は『西洋化された法』ではあつても『西洋法』ではない」といわれている。⁽³⁾日本では法や裁判制度、法律家が社会において現実を果たしている役割が、母法を育んだ西洋社会とは明らかに異なっており、それはやはり伝統的な文化や社会構造などが作用しているからだと考えられる。今日、東アジアの各国とも少なくとも法の形式上は律令システムから離脱を遂げているが、その痕跡は随所にまだ残っている(各国ごとに濃淡の別はあり)。こうした事情は日本だけでなく、東アジアの各国に共通する現象であり、この地域の法を総体として捉えるには、現代に残る伝統法的要素を点検する必要がある。以下、とくに重要と思われるいくつかの法文化的特徴(制度そのものもつ文化的特徴および法の運用にかかわる文化的特徴)を挙げてみよう。

①東アジアの民衆にとって今でも多かれ少なかれ、国家法とは上からの命令、禁止規範であり、歴史的にもいかなる意味に

おいても法に権力を拘束する契機は含まれていなかった。通説的な説明によれば、漢字の「法」とは「刑」のことであり、裁判とはもっぱら刑事裁判を意味した。その意味で東アジアの法は義務本意であり、権利や人権保障を意識したものではなかつたのである。⁽⁴⁾この伝統は今でもこの地域の国々の法に色濃く残つており、法が実際に権力を縛る力は弱く、脆い。日本においては裁判所が違憲立法審査権を行使して、法律などの違憲を宣告することはほとんどないし、行政裁判で市民が勝訴することもきわめてまれである。法が市民のものとはなっていない。

②実体法とは区別された手続法というものを知らなかつた。つまり手続が持つ独自の価値にはまったく無自覚で、従つて当然に手続的正義、手続による結果の正当化という觀念も存在しなかつた。これは手続法の中から法が立ち上がってきたローマ法の伝統とは対照的である。現代中国ではこれを「重実体、軽程序」と言っている。ここから手続や形式よりも、実体を優先させる意識や行動が生み出され、継受された西洋法を歪曲ないし骨抜きにする。現代中国では「無罪推定の原則」を法原則として受け入れるかどうかをめぐつて激しい論争が展開され、一九九七年に刑事訴訟法が全面改正されたが、立法者は西洋法におけるそれを継受したわけではないと説明している。日本や台

湾でも法実務においてそれを定着させるまでにはほど遠い状況であるといわれている。⁽⁷⁾ その結果、東アジア各国では被疑者が逮捕されたとともに、その者がすでに真犯人であり、有罪であるかのようにメディアが報道するのが常となつてゐる。こうした現象の背景には、手続に対する冷淡な意識があると感じられる。

③国家と官僚や民衆との間の垂直的關係を媒介する法だけが發達し、⁽⁸⁾ 平等な主体間の横の關係を規律する私法が欠如してゐた。つまり私的な権利保護を目的とする独自の民法体系は發達せず、今日における民事關係も刑事法の枠組みのなかで処理された。現代中国ではこれを〔諸法合体〕〔民刑不分〕〔重刑輕民〕などと表現してゐる。今でも東アジアの民衆（場合によっては法律家も）の間には、共通して社会統制における刑事制裁の有効性に対する過度の期待感、信頼感があるように思われる。⁽⁹⁾

④裁判という作用が行政機構の一業務に解消され、司法が独自の機関、機能として存在しなかつた。行政官の重要な仕事は裁判であつたのであり、裁判業務に従事するための特別の知識や技術の必要性も意識されることがなかつた。つまり法律家という職業階層が育つこともなかつたし、法学という学問も發達しなかつた。現代中国における人民法院の法的決定のあ

り方は、現在でもまさに行政機関におけるそれと質的に変わりが無い。中国では制度的に事件を直接、担当する現場の裁判官には最終的に法的決定を行う権限はない（裁判官の独立の原理的否定）。上司である院長や庭長による案件審査（審批案件）、当該法院内に設けられた裁判委員会（審判委員会）による討論・決定、ひいては上級法院による監督、司法解釈を通じた統制、法院外部の共産党委員会や人民代表大会による介入などが、制度的ないし非制度的になされてゐる。重要度の高い案件ほど、上部機關の判断を仰がなければならぬとされており、これは典型的な行政の決定機制である。⁽¹⁰⁾ 日本では現在、ドラステックな司法改革が実行に移されようとしてゐるが、官僚的な裁判官システムの改革がその重要な環として浮上してゐるのも、同じような体質を感じさせる。また、東アジアでは共通して行政に比して司法の比重が小さく（小司法）、法の實現において行政が果たす役割が大きい（大行政）という傾向が顕著なもの、⁽¹¹⁾ このような伝統法の延長線上にあると考えられる。

以上のような特徴は東アジア各国に共通してみられる傾向であると思われる。日本でも明治維新以前までは基本的にこれらの特徴が支配的であつたし、少なくとも法条の上では欧州大陸

法を継受して、「近代法化」を遂げたはずの現在でも、運用や意識の面では痕跡が随所に見られる。しかし、これらが最も濃厚に残っているのは、後述するような理由から相対的に西洋法の受容がそれほど進んでいない中華人民共和国であり、ここに東アジア法の原型に近いものが見られることは、すでに示唆した通りである。

二、日本経由の欧州大陸法継受

伝統的な法が支配していた東アジアで一九世紀後半から欧州大陸法に倣った法典の編纂が行われるようになり、継受法が導入された。西洋法は最初、不平等条約撤廃と富国強兵の要を最も強く意識した日本にもたらされ、多くの西洋法の用語や概念が、日本人によって漢字を使って欧州語から翻訳された。ここに漢字で表記する近代法が地球上に登場したのである。当初、法典編纂にはフランスの影響も強かったが、その後、終戦まではドイツ法の圧倒的影響が学説や判例に及んだ。台湾や韓国が今日、なおドイツ法ととくに強いつながりをもっているのは、こうした事情を反映するものであろう。日本では戦後、一転してアメリカ法の影響の下で、憲法や刑事訴訟法などが改正され、

独占禁止法なども制定された。戦前は欧州大陸法一辺倒だった日本法にアメリカ法の *trace* が *hand* された。この点、台湾や韓国でも戦後は一部アメリカ法の影響が及んだが、ドイツ法の影響には遠く及ばなかった。しかし、近時、いわゆる *Globalization* の名の下で東アジア各国でもアメリカ法の影響が再度、強まっているのは周知の通りである。

中国でも清末以降、西洋流の法制への改革（変法）が試みられたが、その過程で多くの日本人専門家が招かれて、法案作成や法学教育に関与した。加えて清末から民国初期に中国から日本へ渡った多くの留学生が日本で近代法を学び、帰国した。こうした事情から中国の近代法学では日本で欧州語から翻訳された用語、概念の多くが、中国語としてもそのまま使われるようになった。結局、西洋法の撰取が正式な法典として一応の完成を見るのは、大部分が一九三〇年代の国民党南京政府時代であった。このとき民法をはじめとするいわゆる「六法全書」⁽¹⁴⁾が、とくに日本経由でドイツからつよい影響を受けながら、成立した。一九二九年以降に制定された中華民國民法は、「学説継受直後の日本民法学の水準に立法化された」と評されている。⁽¹⁵⁾

しかし、三〇年代南京政府の法体系は、日本帝国主義による

侵略や国共内戦のために、平和で安定した環境が与えられなかったために、実際には中国の全土に根付くことないまま、一九四九年に中国では短い歴史的使命を終えることになった。⁽¹⁶⁾ところがそれは国民党とともに、台湾へ渡ることになったため、台湾においてのみ今日に至るまで基本的に現行法として存続した。中国で生まれた三〇年代法制は台湾においてこそ、現実の社会に定着し、機能し始めたのである。⁽¹⁷⁾

それ以前、台湾は一八九六年以降、五〇年に及ぶ日本による植民地統治を受け、とくに一九二三年以降は「内地法延長主義」が採用され（一九二二年のいわゆる法三号による）、多くの日本法が直接、適用されていた。法院では日本から派遣された日本の裁判官が日本法を適用して、法を運用していた（植民法制、日治時期と呼ばれる⁽¹⁸⁾）。この意味では、国民党が渡る前の台湾においては中国大陸に先んじて、西洋法を継受した法が実際に行われるようになっていた。台湾の庶民は二〇世紀初頭には、たとえば「手形」（票据）とは何かを知っていたし、近代法（ただし、おもに私法）は実際に生活に根を下ろしていた。台湾の学者（台湾大学・王泰升教授）によれば、このことは戦後、国民党が台湾に渡った後に、台湾で欧州大陸流の法（国治時期と呼ばれる）を施行する上で、きわめて有利な条件を用意してい

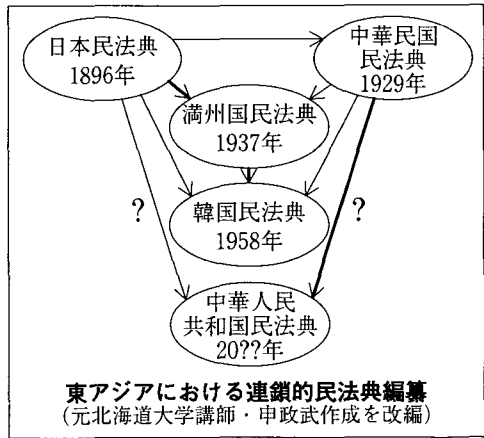
たといわれている。⁽¹⁹⁾

朝鮮半島でも一九世紀の後半から、おもに日本や中国を経由して西洋の法思想や法制度が紹介され始めた（開化思想）。漢訳でもたらされた「万国公法」の衝撃はよく語られるところである。⁽²⁰⁾近代的法制整備へ向けて努力もなされたが、日露戦争後（一九〇四年）は日本の干渉が強まり、日韓併合の前からすでに日本法が継受されつつあったといわれている。⁽²¹⁾一九一〇年の日韓併合後、ますます日本法による圧倒的支配が行われたことは言うまでもない。植民統治の下では、朝鮮刑事令や朝鮮民事令を通じて多くの日本法が「依用」された（憲法、民法の家族法などは除く⁽²²⁾）。裁判官などの法律家も日本式の法学教育を受けたので、戦後も朝鮮半島の法と法学には深く日本法の陰が刻印されることとなった。⁽²³⁾このように結果として、日本帝国主義は韓国人による自律的継受の可能性をつみ取ってしまったのである。

戦後独立後も、韓国はいろいろな意味で日本法からの影響を免れることができなかった。法律用語や概念に中国同様、日本流の翻訳語がそのまま続けて採用されたことにそれは端的に表れているし、新民法が制定されるまでは日本民法が続いて適用された。⁽²⁴⁾しかし、日本法の影響はそれだけにとどまらなかった。

その最重要なものとして、一九五八年に制定された韓国民法典（一九六〇年施行）を挙げることができる。この法典は、一九三七年に制定され、戦後は日本の学界からも完全に忘れ去られていた（偽）満州国民法典からも大きな影響を受けたものであることが分かっている。⁽²⁵⁾ 満州民法の起草には日本を代表する民法学者である我妻栄、穂積重遠をはじめ、実務家が参与し、日本法および当時の日本民法学説を大幅に取り入れて成立したものである。⁽²⁶⁾ 申政武の研究によると、韓国民法典はそうした満州民法典からおよそ八〇%の条文をそのまま導入し、修正を加えて導入した条項を合わせると、それは九〇%にも及ぶとされている。たとえば韓国の伝統的な債権的慣習として知られる伝賃（韓国民法第二編第六章）ですら、満州民法では用益物権の中の典権として規定されていた内容が強い影響を与えているとい⁽²⁷⁾う。

こうしてみると東アジアにおける民法典編纂はひとつの連鎖的過程として捉えることができる（下図参照）。すなわち東アジアではじめてフランス法、ドイツ法を継受した①日本民法（一八九六年）↓日本におけるドイツからの学説継受に影響された②中華人民共和国民法（一九二九年）↓事実上、日本人による第二次民法典制定に相当する③満州国民法（一九三七年）↓戦後、満



民法典形成史に典型的に表れているのは、東アジアにおける西洋法化はいい意味でも、悪い意味においても日本（法典および法学）という中継点が重要な意味をもっていたということである。その際、漢字という共通の器がその媒介役を果たしていたことは重要である。

州民法を包括的に継受して制定された④韓国民法（一九五八年）という流れである。このように日本、中華民国、韓国の民法典は、幻の満州民法を結節点とすることにより、一連の流れとして整理することができる⁽²⁸⁾のである。

三、日本の中国法研究と

中国法の東アジア法への回帰

中国では先述したように一九四九年の全国（解放）に先立つて、国民党時代のいわゆる旧六法全書を全面的に廃棄する方針が共産党によって示され、しかも欧米日などのブルジョア法を蔑視、批判すべきことを訴えた。⁽²⁹⁾これ以後、中華人民共和国では西洋近代法の遺産の一切を継承しないで、全く新たな法システムの構築が目指されることになる。新法制のモデルとされたのは、旧ソビエト法であつた。⁽³⁰⁾

日本では新中国の発足直後から中国法研究が始められていたが、中国側の自己規定に影響されて、こうした傾向をポジティブに評価し、中華人民共和国ではそれ以前とは異質の全く新しい法が生成されようとしていると解していた。⁽³¹⁾人民中国に伝統法の影響が残って作用しているなどということは考えもしなかつたのである。従つて、伝統法に対する法制史研究とはまったく断絶されたところで現代中国法研究が進められ、現代法の研究に伝統法研究の成果が生かされるといふこともなかつた。日本の中国法研究は、反右派闘争、大躍進、人民公社化、そして文化大革命と、中国が政治的変動を迎えるごとに、それを積

極的な契機を含むものと評価した。文革で（無法無天）の世の中になつても、それに共産主義社会へ移行する法の死滅の契機を読み込んで、「法律虚無主義」に陥つてゐることを承認しようとはしなかつた。こうした状況では、当然、なお旧六法を使い続けている台湾法は学術界の関心からはすつかり抜け落ちていった。

中国の現状を無批判的に擁護する日本の研究者の態度が転換するのは、改革・開放への転換点となつた一一期三中全会（一九七八年）以後のことである。同時に中国では多くの面で建国後も伝統法の残存が見られるという事実を直視するようになり、研究対象を突き放して見る視点が登場してきた。もちろん、こうした変化は中国自身の変化に起因する。すなわち、かつてはブルジョア（資産階級）法として専ら批判の対象となつていた西洋法（およびアジアにおける西洋化された法）に対する態度がしだいに変化するようになったのである。

しかし、「改革開放」後すぐに近代法（資本主義法）をタブーなく摂取するようになったわけではない。中国では文革の一〇年を経たため、旧ソ連流の社会主義法すら実定法として制定することができなかつた。そこで法制化路線が打ち出された当初は、未完成のままであつた社会主義法の実定法化が目指された。

七〇年代後半から八〇年代半ばまでに制定された法には、ソ連式の社会主義法の影響が色濃い。それは犯罪を實質的に定義する社会危害性論にもとづく刑法（一九七九年）、民事契約とは原理的に区別された経済契約法（一九八一年）などに典型的に表れている。タブーなき市場経済化へと舵を切つてから、こうした初期の法はほとんどが全面改正されている。つまり中国は改革・開放政策への転換後、すぐさま資本主義法への接近を図つたわけではなかつたのである。

こうした姿勢に顕著な変化が表れるのは、一九九三年以降、全面的な市場経済への移行が打ち出されてからである。とくにソ連起源の経済契約概念を放棄して、一九九九年には比較法研究の成果を存分に取り入れた契約法典が制定されたことは、中国法の転換を強く印象づけた。中国がいつ社会主義法という自己規定を棄てるかに注目すべきだと述べる学者すら表れている。⁽³³⁾

東アジア法の可能性を論ずる本稿の立場からとくに注目すべきだと考えるのは、中国国内で近時、中華民国法に対する態度に大きな変化が見られることである。以前は台湾の法律書は版權処理をせずに無断でリプリント版を〔内部交流、供批判使用〕などと付記して出版することはあつたが、今日では堂々と正式に出版されるようになって⁽³⁴⁾いる。また、新たな立法に際しては

台湾法が真つ先に参照され、学者の論文にもきわめて頻繁に台湾の学者の研究が引用されるようになって⁽³⁵⁾いる。現在、民法の物権法が起草中であるが、梁慧星ら社会科学院法学研究所の学者が作成した「草案建議稿」が最も参考にしたのは〔中国台湾地区〕の立法例である。市場経済化に向けて歩を進める限り、同根の華人社会の実験を経て、しかも手軽に中国語で読める台湾法は今後もますます中国法に大きな影響を与えることになるであろう。

かくして中華人民共和国は建国後、いったんは東アジア型欧州大陸法から離脱し、ソ連流の社会主義法系への傾斜を強めたものの、最近は再度それへの復帰を果たしつつあるといえるのである。長い回り道をしなければならなかつたのは、言うまでもなく建国時にとつた旧法排除と近代法的一切を継承しない方針があつたためである。今になってみれば、当然、四九年の前記指示の歴史的な評価見直しにつながつて行かざるを得ない。中国の論者にも旧法の効力を失わせたのは必然的な選択であつたにせよ、近代法の遺産、伝統のすべてを極度に蔑視することまでも決めたのは、建国後の法建設を遅らせ、きわめて否定的な結果をもたらしたと総括する議論が登場している。⁽³⁶⁾

中華人民共和国では二〇一〇年頃までには民法典を制定する

と見られるが、それが中華民国法の延長線上に立ち現れる可能性が高まっている(三一三頁圖参照)。日本民法典にはじまつた東アジアにおける民法典編纂の連鎖は中華人民共和国民法の成立をもって完了しようとしているのであろうか。

結語

日本、中国、台湾、韓国は、ともに律令法に代表される中国起源の伝統法文化を基礎にしながら、日本經由で欧州大陸法(とくにドイツ法)の強い影響の下で近代的法制への転換を図った。一時はソ連法の方向へシフトしていた中華人民共和国が、近時、この方向へ大きく転換してきたことよって、ひとつのまとまりとしてこの地域を把握することは、大きな可能性と有用性を獲得しつづつあると考える。さらに将来、朝鮮半島が統一され、韓国法の影響が北朝鮮にも及ぶようになれば、東アジア法系の射程はますます拡大する。この地域における相互の比較は、西歐との比較では見えてこない細部にわたる特質を浮かび上げさせるであろう。それは法哲学、法思想、法文化、法意識などの分野における比較研究にもいいうることである。

東アジア法系が学界から承認を獲得するために重要だと思わ

れるのは、東アジア法がこの地域の人民による協同の努力(な いしは犠牲)の上に築かれてきたという事実である。初期において西洋法化のきっかけを作り、先導役を果たしたのは日本であつたが、それには漢字というこの地域の共有資産があつたからなしたのである。われわれが漢字を共有していなければ、日本經由の近代法(学)が中国、台湾、韓国にこれほど深く受容されることはなかつたであらう。また、日本經由の近代法化が他の国々にとっては押しつけられたものであつたという事実を踏まえ、それらの国の人々が払つた犠牲に思いを致す必要がある。加えて、冒頭で述べたように東アジア各国の法は相当程度、西洋法化されたとはいえ、いまだに伝統的要素を抱え込んでいる。要するに東アジア法は、この地域の国と人民がともに育んできた歴史的構築物¹¹ 共有財産なのである。

日本における比較法研究は明治維新以来、今日までほぼ一貫して欧米だけをその対象としてきた。東アジア法系という概念の誕生は、そうした姿勢に根本的な反省を迫るものとなるであらう。⁽³⁷⁾ 東アジア法内部での横の比較が、国境の垣根を相対化し、また世界に向けては西洋文明を相対化する契機を与えてくれることを期待したい。

(1) 本稿でいう東アジアとは、中国、台湾、日本(沖繩を含む)および朝鮮半島を念頭においている。この地域は前近代において中国律令法からの強い影響を受け、法の基礎にあるイデオロギーとしての儒学(儒教)を、法を表現するツール、思想をのせる器としての漢字を共有してきたこと、さらに近代における西洋法継受においても相互にきわめて密接な影響関係にあったと考えるからである。たとえば、この周辺国であるベトナムやモンゴルには、これらすべての要件が当てはまるわけではない点で、一応の線引きが可能である。

(2) 中華法系については、①李鐘聲『中華法系』上、下(華欣文化事業中心、一九八五年)、②楊鴻烈『中国法律在東亜諸国之影響』(台湾商務印書館、一九七一年)参照。なお、今は日本の一部となっている沖繩(琉球)でも中国法を継受した科律(一七八六年)、法条(一八六〇年)などが制定されていた(①上巻二七一頁以下、②四五三頁以下)。

(3) 木下毅『比較法文化論』(有斐閣、一九九九年)はしき。

(4) 華東政法学院『簡明法制史詞典』編写組編『簡明法制史詞典』(河南人民出版社、一九八八年)一頁参照。

(5) 高翔龍『韓国法入門』(東京大学法学部講義案、一九九六年)三六頁参照。

(6) 「」は中国語の原語であることを示す。以下、同様。
 (7) 中国、日本、台湾における「無罪推定の原則」については、拙稿「中国で近代法はなぜ拒絶されるか——無罪推定をめぐる」小川浩三編『複数の近代』(北海道大学図書刊行会、二〇〇〇年)二二二頁以下参照。
 (8) 劉星「中国の法、概念與現代法治觀念的關係」清華法治論衡第一輯(二〇〇〇年)六、二頁参照。

(9) 現代中国における刑罰の重さ、とりわけ死刑を規定する犯罪類型の多さ、適用例の多さを想起せよ。

(10) 中国の裁判の実態およびその改革の様子については、拙稿「中国における市場化による『司法』の析出」小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』(有信堂、二〇〇一年)二六一頁以下に詳しい。中国の法院の裁判所らしくない性格については、拙稿「人民法院の非裁判所的性格」

比較法研究五五号(一九九三年)一七四頁以下参照。

(11) 日本における行政指導、中国における主管部門による管理、行政調停など、多くの例を挙げることができる。

(12) 拙稿「北東アジア法文化圏——中華人民共和国を中心として」比較法研究六〇号(一九九八年)三九頁以下で論じたことがある。

(13) 大村敦『民法総論』(岩波書店、二〇〇一年)一七頁以下参照。

(14) 「六法」という概括の仕方は、そもそも日本で生まれた

- ようである。その後、中華民国に受け入れられ、さらには日本植民地統治を通じて台湾や韓国でも使われるようになった。日本や台湾では今でも基本法典を収録したハンデイな法令集「六法全書」が出版され続けている。中華人民共和国では建国後、国民党時代の法体系を「六法全書」と呼び、すべての効力を失わせた（木間正道ほか「現代中国法人門」第二版（有斐閣、二〇〇〇年）二〇頁参照）。
- (15) 鄭鍾休『韓国民法典の比較法的研究』（創文社、一九八九年）三〇〇頁。
- (16) こうした評価を下すものに、陳添輝「一九二一〜一九四九年中国法制之變化——以民法之制定及施行為例」中国法制史学会（台湾）編『中国法制現代化之回顧與前瞻』（台湾大学法学院、一九九三年）一三八頁以下。
- (17) 台湾のある学者はこれを「中華民国在台湾的流亡法制」と呼ぶ。林山田『五十年來台湾法制（一九四五〜一九九五）増訂再版（一九九六年）三頁。拙稿「現代台湾における法の本土化——『中華民國在台湾』法から台湾法への転換」北大法学論集五一巻四号（二〇〇〇年）二六九頁以下でも論じたことがある。
- (18) 日本統治時代の法の研究として王泰升『台湾日治時期的法律改革』（聯經出版、一九九九年）が出色である。
- (19) 王泰升「近代西方法對台湾華人的影響」国立台湾大学 法学論叢二八巻三期（一九九九年）七頁以下参照。
- (20) 前掲註（15）・鄭一七頁参照。
- (21) 前掲註（15）・鄭六五頁参照。
- (22) 西尾昭『韓国その法と文化』（敬文社、一九九三年）一四三頁以下参照。前掲註（15）・鄭は民法に即してこれを「強制移植」と呼ぶ（九九頁）。
- (23) 金昌祿は、韓国人が最初に本格的、全面的に接触した「近代西洋法」が戦前の日本流のそれであったことが、戦後、大きな負の遺産を韓国人に負わせたとする。金が問題にするのは日本法がもっていた「反立憲主義的」要素、「外見的立憲主義」である。金昌祿「韓国法講義録」（北海道大学法学部レジュメ、二〇〇一年）。台湾の李鴻禧（台湾大学）も、日本植民地統治が台湾にもたらした「西洋法治」には、大きな「扭曲」と「変質」があったことを指摘する。「東方世界法治主義之錯綜複雜底政治意涵——台湾移植継受之歴史素描」法令月刊五一巻一〇期（二〇〇〇年）一三四頁。
- (24) 結局、韓国では日本民法が一九二一〜一九五九年まで適用された。
- (25) 前掲註（15）・鄭三〇七頁以下。
- (26) 満州民法は、まさに「昭和民法典」とも呼ぶべき日本法学が残した成果の結晶であった（申政武『満州帝国』民法典研究（一）——法典編纂の背景・過程・全体像）

北海道大学法学会報告(二〇〇一年一月一九日)。私自
身も拙稿「中国法から見た戦後補償」奥田安弘ほか『共
同研究 中国戦後補償』(明石書店、二〇〇〇年)一八
九頁で同様の指摘をしている。

(27) 前掲註(15)・鄭三七〇頁参照。

(28) こうした発想は申政武元講師(北海道大学大学院法学
研究科)の研究から示唆を受けていることをお断りして
おく。

(29) 「中共中央關於廢除国民党的六法全書與確定解放区的司
法原則的指示」(一九四九年二月)『国家與法的理論學習
資料』(中国人民大学法律系、一九八二年)一頁以下。

(30) 拙稿「中華人民共和国五〇年 法の視点から」北大法
学論集五一巻四号(二〇〇〇年)一二八頁以下参照。

(31) 拙稿「中国法研究をめぐって」『社会主義法研究会編』社
会主義法の変容と分岐』(法律文化社、一九九二年)一六
三頁以下参照。

(32) 詳細は前掲註(30)・拙稿三三一頁以下で展開した。

(33) 王貴国「大陸新合同法與台商投資」(財団法人海峡交流
基金会法律業務研討会、一九九九年八月二日)三頁参照。

(34) 台湾大学の民法の教授で司法院大法官をつとめる王澤
鑑の『民法学說與判例研究』一〜八(中国政法大学出版
社、一九九七年)は中国の民法学研究や立法に多大な影
響を与えているし、南京政府時期に出版された中華民国

法に関する書物が「二十世紀中華法学文叢」として相次
いで復刻されている。

(35) 梁慧星編『中国物権法草案建議稿——条文、説明、理
由與参考立法例』(社会科学文献出版社、二〇〇〇年)
参照。

(36) 蔡定劍「對新中国摧毀旧法制的歷史反思」法学一九九
七年一〇期二頁以下参照。

(37) 鄭鍾休は、前掲書註(15)の締めくくりで当事者国民
法学界での共同研究の必要性和緊迫性、日本民法学界に
期待される役割の大きさを指摘している(三二五頁)。
残念ながら、こうした課題はまだ各国の学界において充
分に重視されているとはいえない。今後もこのような国
際会議の積み重ねの必要が痛感される。

追記：五十嵐清「現代比較法学の諸相」(信山社、二〇〇二年)
二四五頁以下は、本稿と同様の結論を導いている。あわ
せて参照されたい。